平成２９年（フ）第６７号
兵庫県たつの市新宮町福栖444番地１
債務者　岸本　昌子
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県たつの市揖西町中垣内甲662番地２
債務者　植田　翔紀
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２０６号
福岡県久留米市東櫛原町1012番地１　ユニバーシティ櫛原210号
債務者　中尾　勇一
１　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２１号
佐賀県小城市小城町晴気1873番地１
債務者　林　貴美子
１　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
山口県下関市幸町13番13号、前住所山口県下関市田中町３番８－201号　グランドパレスマリスタ唐戸
債務者　小松　和美
１　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目８番地　第２橋場荘203
債務者　加藤　恵美
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ６番１－303号、住民票上の住所神奈川県横須賀市汐入町３丁目84番地
債務者　小嶋　滝久
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市太田和１丁目26番３号　トラリュームＭＡハウス212
債務者　小池　忠彦
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８７号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１－413号
債務者　浦　　ルミ
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８８号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１－413号
債務者　浦　　明美
１　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８６５号
埼玉県川口市芝４丁目23番22号　三洋荘102号、旧住所埼玉県川口市芝２丁目６番１号　ＴＹビル205号
債務者　尾形　勝江
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６９号
さいたま市大宮区大成町３丁目320番地４　グリーンハイツ小川201号
債務者　野尻　秀和
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８８号
埼玉県川口市在家町５番18号　ラ・グランドールＢ101号
債務者　柳沢　彰子（旧姓重村）
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４１号
埼玉県川口市戸塚５丁目２番31号　グリーンヒルズ105号
債務者　笹原　明美
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５２号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里吉野町寮
債務者　上園　直宏
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７９号
埼玉県和光市白子１丁目10番16号
債務者　櫻井　朗子（旧姓安田）
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９４号
さいたま市北区宮原町２丁目35番地６　ガーデンビラ大宮306
債務者　茨木　一悦
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係